## 九大あかでみっくらんたん(集会所)利用心得

- 1.「九大あかでみっくらんたん」を集会所として利用を希望する者は、利用の1週間前までに運営事業者(九州大学生活協同組合)に「使用願」を提出しなければならない。
- ※ (月曜日から土曜日 (祝日及び12月29日から1月3日までの間を除く) の事業時間 (11時00分から21時30分まで) 内に「九大あかでみっくらんたん」に提出のこと。)
- 2. 使用日及び時間は、平日17時00分から21時30分、土曜日は13時00分から 21時30分までとする。

ただし、17時00分以前の飲酒は禁止する。

- 3. 喧噪にわたるなど、バス停利用者などの迷惑となるような行為をしないこと。
- 4. 会食の際の酒量は少なめにし、飲酒を強要しないこと。また、未成年の飲酒は厳禁とする。

なお、酩酊者が出た場合、幹事あるいは使用責任者は必ず看護のうえ、自宅等へ送り 届ける等、事故発生の防止に十分注意すること。

- 5. 会食の料理を運営事業者に依頼した場合は、食品の安全・衛生確保の観点から料理の 混在を避けるため、利用者による市販又は調理による食べ物の持ち込みは厳禁とする。 ただし、市販の飲み物の持ち込みは可とする。
- 6.「九大あかでみっくらんたん」の器具等を滅失又は毀損したときは、直ちに運営事業者 に届けでなければならない。この場合において、利用者は、その損害を賠償しなければ ならない。

ただし、不可抗力によるものはこの限りではない。

7. 使用終了の際は、清掃及びゴミ等の後始末を行うこと。